

[経済指標の前提]

	令和3年度 (2021年度) (政府経済見通し)	令和4年度 (2022年度) (政府)	令和5年度 (2023年度) (政府)	令和6年度 (2024年度) (政府)
[試算-1] 名目経済成長率	4.4%	3.0% (2.2%)	3.0% (3.8%)	3.0% (3.6%)
消費物价上昇率	0.4%	2.0% (2.2%)	2.0% (1.7%)	2.0% (2.0%)
[試算-2] 名目経済成長率	4.4%	1.5% (2.2%)	1.5% (2.0%)	1.5% (1.7%)
消費者物价上昇率	0.4%	1.0% (0.3%)	1.0% (0.4%)	1.0% (0.6%)

・[試算-1]は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)等における記述に基づき設定。
 ・[試算-2]は、[試算-1]よりも厳しい経済前提を仮定。

[算出要領]

国債費： ・[試算-1]は、令和3年度は予算における積算金利、令和4年度以降は市場に繰り込まれた金利の将来予想を加味した金利(下記)により積算。
 ・[試算-2]は、令和3年度予算における積算金利(下記)により積算。
 ・歳出と収収等の差額は全て公債金で賄われると仮定して推計。

	令和3年度 (2021年度) (予算積算金利)	令和4年度 (2022年度) (政府)	令和5年度 (2023年度) (政府)	令和6年度 (2024年度) (政府)
[試算-1] 金利(10年国債)	1.1% (0.0%)	1.2% (0.0%)	1.3% (0.0%)	1.3% (0.3%)
[試算-2] 金利(10年国債)	1.1% (0.0%)	1.1% (0.0%)	1.1% (0.0%)	1.1% (0.1%)

地方交付税等： 法定率分について収増に応じて延伸するとともに、地方交付税法附則で定められる加算などにより推計。

税収： 名目経済成長率×弾性値1.1に、令和3年度税制改正の影響等を調整して推計。

その他収入： 令和3年度予算額を基本とし、個別要因を勘案して推計。なお、現時点で具体的に見込めない収入については計上していない。

[試算-1][経済成長3.0%ケース]

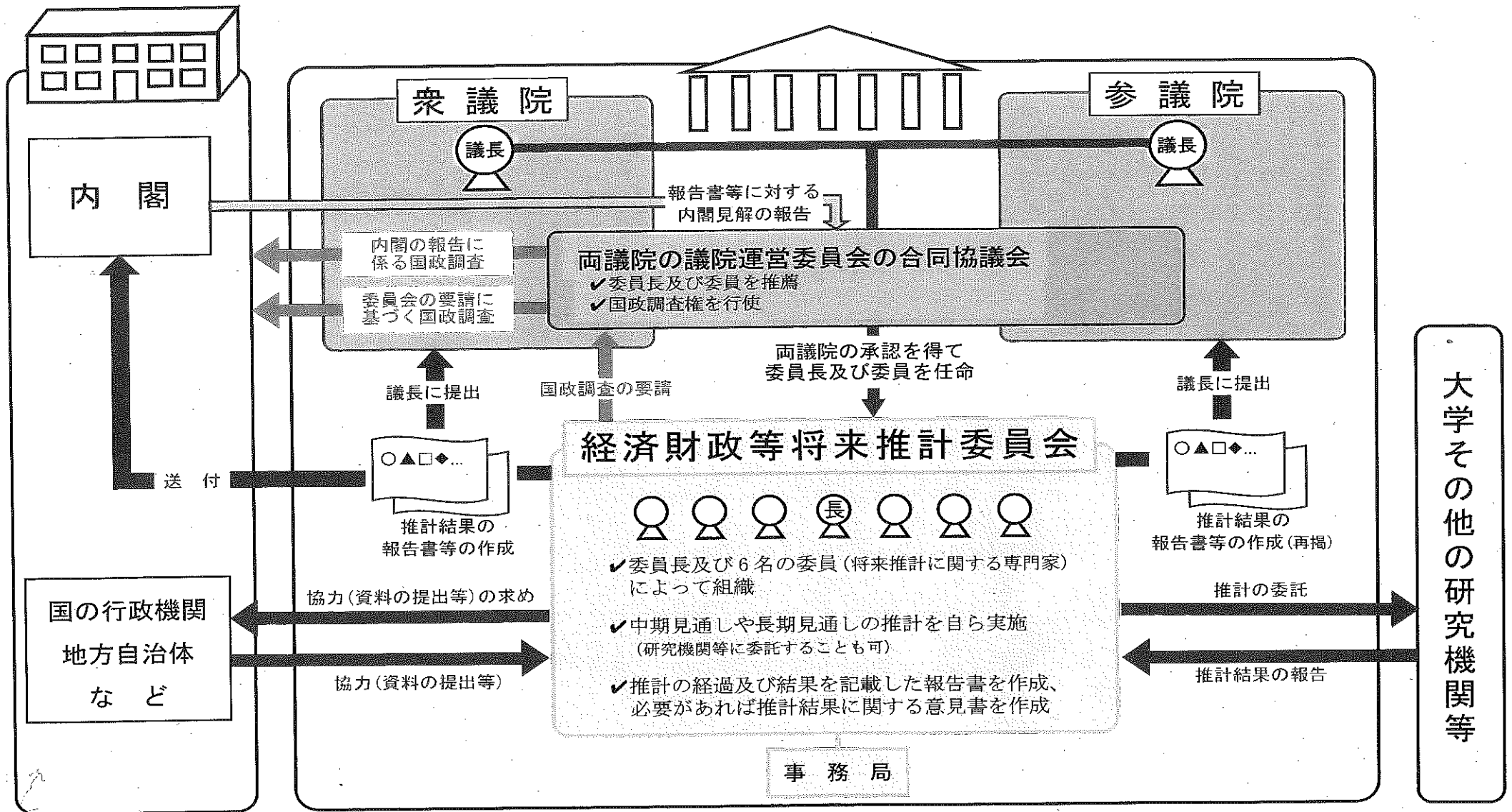
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度) (政府)	令和5年度 (2023年度) (政府)	令和6年度 (2024年度) (政府)	
歳出	① 国債費	23.4	23.8	25.7 (23.3)	26.9 (23.2)	28.1 (23.4)	2025年度 (政府) 23.5
	② 利払費	8.4	8.5	9.0 (+6.4%)	9.9 (+8.9%)	10.7 (+8.1%)	11.8 (2.1)
	③ 社会保障関係費	35.7	35.8 (+0.3%)	36.8 (+2.7%)	37.6 (+2.0%)	38.4 (+2.2%)	
	④ 地方交付税等	15.8	15.9 (+0.6%)	15.3 (▲4.1%)	15.0 (▲2.1%)	15.4 (+2.8%)	
	⑤ その他	27.8	31.1 (+11.9%)	26.9 (▲13.5%)	26.3 (▲2.1%)	26.4 (+0.3%)	
	⑥ 計	102.7	106.6	104.7 (202.5)	105.7 (203.7)	108.3 (205.7)	108.3 (205.7)
	⑦ 基礎的財政収支対象経費	79.7	83.4	79.4	79.2	80.5	
収収等	⑧ 税収	63.5	57.4	59.4	61.4	63.5	
	⑨ その他収入	6.6	5.6	5.7	5.7	5.7	
	⑩ 計	70.1	63.0	65.1 (15.5)	67.1 (69.1)	69.2 (72.8)	69.2 (76.2)
⑪ 差額(⑥-⑩)		32.6	43.6	39.6 (36.8)	38.6 (37.6)	39.1 (32.8)	39.1 (32.1)
⑫ 基礎的財政収支		▲9.6	▲20.4	▲14.3 (61.8)	▲12.2 (24.7)	▲11.3 (42.8)	▲11.3 (42.8)
⑬ 財政収支		▲18.0	▲28.9	▲23.3	▲22.1	▲22.1	

(注) 令和2年度は当初予算額、令和3年度は予算政府案、令和4年度から令和6年度は令和3年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計。

- 本試算における計数は機械的試算に基づくものであり、今後の予算編成の議論に予断を与えるものではない。
- 「⑧社会保障関係費」については、令和4年度以降は、令和3年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計により算出された歳出額に、「社会保障と税の一体改革」の実施に伴う社会保障の充実等及び新しい経済政策パッケージを機械的に加算している。
- 「⑧社会保障関係費」、「⑤その他」の令和2年度予算額は、令和3年度予算額との比較対照のため、組替えしてある。
- 「⑦基礎的財政収支対象経費」は歳出総額から利払費と債務償還費(交付国債分を除く)を除いたもの。

出典：財務省「令和3年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」(令和3年1月)より抜粋
 令和3年2月26日(金)衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

経済財政等将来推計委員会の活動イメージ



出典：衆議院法制局作成資料

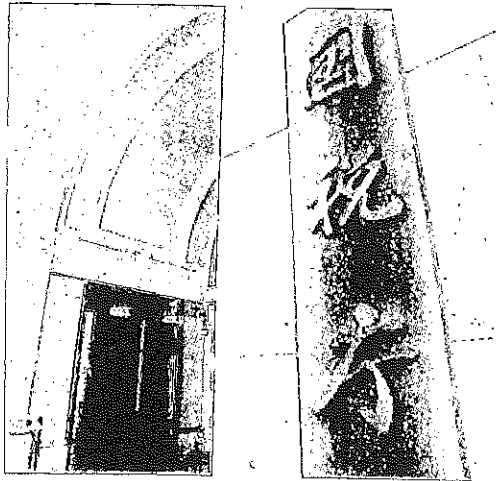
令和3年2月26日（金）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

風紋

国税当局で職員の不祥事が相次いでいる。現職の税務署職員が新型コロナウイルス対策の持続化給付金をだまし取ったとして詐欺容疑で逮捕されたほか、消費税の不正還付や大麻関連の事案も起きている。

人事院の資料によると、在職者数が約5万8千人いる国税庁では年間50件前後の懲戒処分がある。懲戒処分数を在職者数で割った比率は0.09%(2019年)で、他の省庁と同程度。20年は1~9月で28件と処分数が突出しているわけではない。ただ、不祥事の内容が「これまでとはちよっと考えられないレベル」(国税幹部)という。

国税職員の不祥事相次ぐ



新型コロナウイルス対策の持続化給付金や大麻関連の不祥事が起きた

再発防止策総点検を

愛知県警は20年12月、甲府税務署の20代職員を詐欺容疑で逮捕した。職員は愛知県内の大学生と共謀して持続化給付金をだまし取った疑いが持たれている。ほかに約250件の虚偽申請に関与した疑いがあると、さらに県警が自宅を家宅捜索した際、乾燥大麻を捜索した。元職員の自宅を捜索した際、乾燥大麻を捜索した。元職員の自宅を捜索した際、乾燥大麻を捜索した。

などが見つかり、大麻取締法違反容疑でも逮捕された。札幌地検も同年12月、在職中の不動産取引で消費税の不正に受け付けたとして、職員の自宅を捜索した。元職員の自宅を捜索した際、乾燥大麻を捜索した。

消費税率の引き上げで国民負担が増す中、消費税の不正還付は近年、国税当局が最も調査に力を入れているテーマの一つだったが、職員がそれに関与した形だ。職員による不祥事の続いているのか。共通する背景はあるのか。国税当局の幹部に尋ねた。ある幹部は、今

のどこかは見当たらないが、非常に危機感を持って、「直接の原因は分からない」と話した。複数の現場職員にも聞いたところ「直接の原因は分からない」とした上で、「人間関係の希薄化」を遠因として指摘する意見があった。

国税当局は良くも悪くも体育会系の組織だといわれる。飲み会も多く、そつじらた中で「小さな過ちの芽が摘まれ、大ごとになる前に是正されてきたことも。上

日本では納税者が自ら税務署に所得などを申告して税金を納付する「申告納税制度」が基本となる。この制度を支えるのは国民の納税意識と国税当局への信頼だ。2月からは確定申告も始まる。国税当局は国民からの信頼を失わないよう不祥事の再発防止策を総点検してほしい。(川瀬智洋)

国家公務員倫理カード

倫理行動規準セルフチェック

- ・ 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正に職務を執行していますか？
- ・ 職務や地位を私的利益のために用いていませんか？
- ・ 国民の疑惑や不信を招くような行為をしていませんか？
- ・ 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組んでいますか？
- ・ 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動していますか？

出典：国家公務員倫理カード（国家公務員倫理審査会作成）現物の写真

令和3年2月26日（金）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

～判断に迷ったときは上司や倫理担当部局に相談しましょう～

◆公務員倫理に反する行為に気付いたときは所属府省や倫理審査会に連絡してください。

あなたの府省の通報・相談窓口

国家公務員倫理審査会の通報・相談窓口

<http://www.jinji.go.jp/rinri/>

☎ 03-3581-5344 ✉ rinrimail@jinji.go.jp

※個人名などの秘密は厳守します

平成22年12月作成

国家公務員倫理カード

倫理行動規準セルフチェック

- ・国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正に職務を執行していますか？
- ・職務や地位を私的利益のために用いていませんか？
- ・国民の疑惑や不信を招くような行為をしていませんか？
- ・公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組んでいますか？
- ・勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動していますか？

利害関係者との間では

(契約、立入検査、許認可、行政指導の相手方など)

- ・香典・せん別・歳暮などの名目を問わず、金銭・物品等の贈与を受けること
- ・酒食等のもてなしなど、供应接待を受けること
- ・金銭の貸付けを受けること
- ・車による送迎など、無償でサービスの提供を受けること
- ・ゴルフや旅行を共にすること

などの行為が禁止されています。

禁止行為の例外

- ・広く一般に配布される宣伝用物品や記念品を受領すること
- ・学生時代からの友人から香典・祝儀を受領すること
- ・職務として出席した会議で簡素な飲食の提供を受けること
- ・大人数の立食パーティーで飲食の提供を受けること など

利害関係者との間の行為以外にも

- ・供应接待を繰り返し受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて利益の供与等を受けること
- ・つけ回しをすること
- ・他の職員が倫理規程違反によって得た利益であることを知りながら、その利益を享受すること

などの行為が禁止されています。

※利害関係者と共に飲食することは、割り勘など利害関係者の負担によらない場合には認められます。

※ただし、自己負担が不十分で差額分を利害関係者が負担した場合（きちんと割り勘になっていない場合など）には、当該差額分の供应接待を受けたこととなります。

※利害関係者と共に飲食する際に、自己の費用が一万円を超える場合は倫理監督官への事前の届出が必要です。

令和3年2月16日 衆議院財務金融委員会議事速報（未定稿）

○階委員 いや、もう一回確認しますよ。

この書面に書かれてあるとおり、裁判においては、赤木ファイルを出しても結果に関係ないから、だから出す必要がないと言っているわけですよ。つまり、裁判に影響がないということをこの準備書面で言っている。

裁判に影響がないんだったら、先ほど近藤長官が言ったように、国政調査には応じる義務があるんじゃないんですか。裁判に不当な影響を及ぼす場合に限りて提出を拒み得るんですよ。さっきの近藤長官はそうおっしゃっていたでしょう。だったら、ここに出してくださいよ。矛盾しているじゃないですか。国政調査権を踏みにじるようなことを皆さんはやるんですか。国会の権威を踏みにじるんですか。出してください。

○大鹿政府参考人 お答えいたします。

まず、先ほど令和三年十二月二日に裁判所に提出したと申し上げましたが、令和二年の誤りでございました。ここで訂正をさせていただきたいと思っております。

その上で、御質問でありますけれども、お答えでありますけれども、予備的調査につきましては、これは私ども、衆議院のウェブサイト等で確認をしておりますけれども、議院の国政調査権に基づく調査そのものではなく、これを補完するものであって、その調査協力要請は強制にわたるものではないという説明がなされていると承知しております。

その上で、予備的調査は国政調査権を補完するものでありますので、私どもとしてはこれに可能な限り協力すべきものであると考えておりました。こうした観点から、先般御要請をいただきました大変多岐にわたる資料について、合計百三十名の職員に対して必要な資料探索等の確認を行うなど、できる限りの協力をさせていただき、大部の資料を提出させていただきました。

御指摘のファイルにつきましては、先ほど来お答えしておりますように、現在係属中の国家賠償請求訴訟におきまして求釈明事項の対象となっており、また、文書提出命令の申立てもなされておりますので、訴訟に関わるということで、従来から回答を差し控えさせていただいているところでございまして、この点、御理解をいただきたいと思います。

○階委員 裁判で言っていることと国会に対して言っていることが矛盾しているんじゃないですかと言っているわけですよ。

裁判では、裁判に影響を与えないから出す必要がないと言っておきながら、国会では、これを出すと裁判に不当な影響が及ぶということを理由に出していない。どっちなんですか。出すことは裁判に影響があるのかどうか、どっちなんですか。端的に教えてください。

○大鹿政府参考人 この裁判におきましては、私どもは被告という立場で、裁判の一当事者でございます。その中で、私ども、原告側の主張に対しまして、必要と思っておりますところの主張をその都度させていただいてきております。

まだ現在裁判が係属中でございますので……（階委員「答えていないぞ」と呼ぶ）現在裁判が係属中でございますので、御指摘のファイルにつきまして御提出することは裁判に影響を及ぼし得るものと考えておりました、そのために控えさせていただいているというところでございます。（発言する者あり）

○越智委員長 財務省大鹿局長、端的に教えてください。

○大鹿政府参考人 裁判に影響を及ぼし得るものと考えております。

令和3年2月19日 衆議院本会議議事速報（未定稿）

○国務大臣（麻生太郎君）

次に、予備的調査についてのお尋ねがありました。

予備的調査につきましては、議院の国政調査権を補完するものでありまして、その調査協力要請は強制にわたるものではないと承知をいたしておりますものの、財務省としては、調査協力要請を真摯に受け止め、可能な限りの協力をさせていただいてきたところであります。

御指摘のファイルにつきましては、現在も係属中の国家賠償請求訴訟におきまして、存否を含めて求釈明事項の対象となっております。また、先般、原告から裁判所に対して、文書提出命令の申立てがなされたところでもあります。したがって、訴訟に関わることでありますことから、訴訟外でお答えすることは差し控えておるところであります。

当該訴訟において主要な論点となっていることを踏まえれば、訴訟の一方の当事者である国といたしまして、裁判所の判断を仰ぐべきであって、訴訟外において存否を含めて回答すること自体が裁判所の訴訟指揮や判断に対して予断を与えかねないことから、裁判に不当な影響を及ぼすものになり得ると考えております。

出典：令和3年2月19日 衆議院本会議議事速報（未定稿）より抜粋

令和3年2月26日（金）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

3月23日に園子さんが出した直筆のメッセージ

の扱いで、「神風」でも吹かなければあり得ない。

そう考えてみると、池田氏の説明には首を傾げざるを得ない。通常どんな仕事でも、異動にあたって引き継ぎが行われる。ましてこの国有地は安倍首相の夫人がからんだ重要案件だ。池田氏が前西氏から詳細を引き継いでいないとは考えられない。池田氏の昌子さんへの説明には、随所に本音が垣間見える一方で、時折「逃げ」の印象があるのもまた否めないのだ。

俊夫さんは、一連の土地取引の交渉が終わった後に担当部署にきた。どういいう経緯か知らされないまま、改ざんを強いられた。昌子

安倍首相は2017年2月17日の国会の発言で改ざんが始まる原因をつくり出した。...

さんはさらに問うた。「なんで改ざんなんか受け入れたんですか？」

「手放しでは受け入れてないです。抵抗はしました。僕自身もあの当時、かなり追い詰められているところもあって、赤木さんと同じように、遅くまで仕事をしていた。僕の場合は売り払いを

涙を流しながら抵抗した

そして、俊夫さんは終始改ざんに反対していたと明かしたという。

「初めから赤木さんは抵抗してました。でも、ちょっとしたところだけ、野党から聞かれたことに関連するところ、大勢に影響のないところ、みたいにどんどんどんどんエスカレートして。それはもう耐えられない。だから赤木さんもその下の部下も、正直涙を流しながら抵抗していた。それを僕は、課長という立場でありながら、改ざんを止めきれなかった。改ざんを主導したメンバーと抵抗したメンバーとどっちに僕が入るかといったら、間違いな

した当事者ですから。もう朝方まで本省から……もちらん嘘はいけないですけど、我々近畿財務局の間、それと東京のメンバーも含めて、何人怪我するかわからない状況の中で、少しでも野党から突っ込まれるようなことを消したいということをやりました」

「主導した方に入ります」さらに俊夫さんは、改ざんの実態を示す、知られざる重要証拠をもう一つ残していたことが、池田氏の告白で初めて分かった。

「赤木さんはきっちりしているから、文書の修正、改ざんについて、ファイルにして、きちっと整理していったんです。検査がガサ入れに来た時（注：強制捜査ではないので、任意提出と思われる）、赤木さんは「これも出していいですか？」と聞いてきた。バラツと見たら、めっちゃきれいに整理してある。全部書いてある。どこがどうで、何がどういう本省の指示だったかって。

修正前と修正後、何回かやり取りしたようなやつがファイルリングされていて、パッと見ただけでわかるように整理されている。これを見たら我々がどういう過程で改ざんをやったのか全部わかる。赤木さんもそこは相手が検査なんで気になつて「出しますか？」って。僕は「出しましょう、全部出してください」と言って持っていったら全部持っていった。全部見てもらって全部判断してもらったらしいという思いです。僕ら的には改ざんなんかする必要は全くなかったです」

「じゃあ、佐川さんの勇み足なんですか？」
「佐川さんの判断です」現場が「ありのまままっけばいいじゃないか」と思っていた安倍昭恵首相夫人や他の政治家の名前について、佐川氏はなぜ改ざんを指示したのか？ その疑問は、やはり佐川氏本人にぶつけるしかない。そのため起こした裁判である。そしてもう一つの重要な事実。それは俊夫さんが残したという改ざんについて

の詳細なファイルの存在だ。これも一切知られていなかった「新事実」だ。

池田氏の言う通りなら、それは大阪地検に提出されたはずだ。そんな証拠があつたにもかかわらず、そして改ざんの「実行犯」を担わされた俊夫さんが「自分は犯罪者だ。もう逃げられない」と認識し、検査が家に来た幻覚まで見ていたにもかかわらず、有印公文書製造罪にはあたらないとされ、大阪地検特捜部は佐川氏をはじめ、財務省の関係者ら三十八人全員を不起訴にした。

これは一体なぜなのか？ 特捜部がこの事件の捜査を行っていた当時、私はNHK大阪報道部の司法担当として検察庁を取材していた。当時の特捜部長は山本真千子氏。一八年五月にすべてを不起訴にした山本氏は、同年、函館地検検事正に栄転。さらに翌一九九年、大阪地検ナンバー2の次席検事として戻ってきた。このポストは、いずれ天皇陛下下の認証官たる「検事長」への就任は確実と言われる